

2020年2月「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正による各市町村の対応についての実態調査 まとめ

自治体名	担当課	1. 条例を改定しない	2. 条例本文には変更を加えず、あらたに附則で、何らかのみなし期間を加える	3. 条例本文の「義務規定」をそのままにして、みなし期間を設ける	4. 条例本文の「義務規定」を「努力規定」に変える	5. その他	備考
前橋市	子育て施設課						
高崎市	こども家庭課		○				本市条例の附則において、支援員の資格について、経過措置を設ける予定。
桐生市	子育て支援課		○				附則におけるみなし期間について、現行の規定を5年間延長し令和7年3月31日までとする。
伊勢崎市	子育て支援課	○					
太田市	児童施設課						
沼田市	こども課	○					
館林市	こども福祉課	○					
渋川市	こども課		○				みなし支援員に係る経過措置を5年間延長する。
藤岡市	子ども課		○				令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の経過措置の延長
富岡市	こども課	○					
安中市	子ども課			○			みなし期間を令和3年3月31日まで一年間延長
みどり市	こども課	○					
吉岡町	健康福祉課	○					
神流町	教育委員会	○					
下仁田町	健康課						
甘楽町	健康課		○				期間を1年延長
中之条町	住民福祉課	○					
草津町	教育委員会						
東吾妻町	保健福祉課		○				
長野原町	町民生活課	○					
みなかみ町	子育て健康課			○			みなし支援員に係る経過措置を5年延長し令和7年3月31日までとする。(附則(経過措置)の改正
玉村町	子ども育成課						
板倉町	福祉課	○					
明和町	住民福祉課	○					
千代田町	住民福祉課	○					
大泉町	子育て支援課				○		2条にて従うべき基準、3条にて参酌すべき基準をそれぞれ基準省令に規定する基準によるものとしているのを、基準省令の改正によりすべての事項について「参酌すべき基準」に改められたことに対応して、3条を削除し、2条にてすべての事項について基準省令に規定する基準によるものとする。と定めた。
邑楽町	子ども支援課	○					
榛東村	子育て・長寿支援課					○	未定
上野村	保健福祉課						
南牧村	保健福祉課	○					
嬭恋村	教育委員会						
高山村	住民課	○					
川場村	健康福祉課		○				みなし支援員に係る経過措置の延長を行った。国の基準を条例に書き下ろしている。
昭和村	保健福祉課	○					
片品村	保健福祉課	○					
	28	17	7	2	1	1	